

第7回ふるさと門真まつり 模擬店（グルメ・あそび）出店申込書

提出日 令和7年____月____日

団体名			模擬店責任者		
住所					
電話			メール		
駐車許可証	必要 ・ 不要		搬入出 許可証	台	
	希望する場合は説明会で 1,000 円お支払いください 1 団体につき 1 台まで			必要最低限の台数にご協力ください (無料)	
出店内容	グルメ ・ あそび				
	1 店舗でグルメ・あそび両方の取り扱いはできません				
取扱品目			販売価格		
・					
・					
・					
・					
・					
イス・机	希望する場合のみ記入してください				
	パイプイス 1 脚 300 円			脚	
	ベニヤテーブル（60×180）1 台 1,100 円			台	
	合計金額			円	
電源	使用する場合のみ記入してください				
	電気器具名と消費電力 ① _____ (_____ W) ② _____ (_____ W) ※最大 2 口・合計 1,500W まで				
火気	使用する場合のみ該当するものに○を付けてください				
	燃料 L P ガス ・ 炭 ・ その他 (_____) 火気を使用する場合は必ず消火器具を設置してください				

注意事項 ・ 各テント及び付近の清掃は模擬店責任者が責任をもって行ってください。
 ・ 申込書を提出された後の内容の修正や変更は受け付け致しかねます。
 ・ グルメの場合は取扱品目について事前に守口保健所等へ確認を行ってください。（裏面参照）

～模擬店（グルメ）の出店に際しての注意事項～

飲食の内容で出店する場合は、保健所へ臨時出店届（説明会でお渡しします）の提出が必要です。届出は事務局で取りまとめて行いますが、事前に出店内容について確認をお願いします。以下、大阪府保健所より発行されている「臨時出店届について」から抜粋したものです。

1. 取り扱い可能な品目

（1）模擬店内で加熱してすぐに提供するもの

- ・フライドポテト、フランクフルト、イカ焼き、焼きそば、たこ焼、焼き鳥、唐揚げ

（加熱済の冷凍食品を使用すること）

- ・回転焼、たい焼き （あんやカスタードクリーム等は既製品を購入し使用すること）

- ・綿菓子、ホットケーキ、カップラーメン、温かいめん類 など

（2）常時加熱しながら提供するもの

- ・おでん、豚汁、雑煮、ぜんざい など

（3）加熱したもの同士を組み合わせる提供のもの

- ・カレーライス、牛丼

（4）かき氷（市販の氷を使用し、使用する度に、氷の表面を飲用できる十分な量の水で洗うこと）

（5）市販されている包装品

- ・市販のパン、お菓子類、氷菓、飲料など

（購入した包装品は提供時に開封して盛り付けなどをしないこと）

2. 取り扱うべきでない品目

（1）生もの（さしみ、肉たたき、生野菜やサラダなど）

（2）直前加熱しない飲料（フレッシュフルーツジュース、タピオカジュース等）

（3）生クリーム

（4）アイスクリーム類の小分け販売（ディッシャーアイス等）

（5）サンドウィッチ類

（6）冷やしためん類（冷やしそうめん、ざるそば等）

3. 取り扱いに関する注意事項

（1）会場の模擬店内で材料の下ごしらえは絶対に行わないでください。下ごしらえ済みまたは下ごしらえが不要な食材を使用するか、調理を行う場合は飲食店などの許可を受けた施設や公民館や自治会館など衛生面が確保された場所で調理を行ってください。（各家庭での調理は行わないでください）

（2）前日からの調理は厳禁。調理は必ず当日中に行い、中心部までしっかりと加熱してください。

（3）お金と食品を取り扱う人は必ず分けてください。

（4）体調不良や下痢・腹痛の症状がある人や手指に傷がある人は直接食品に触れる作業をしないでください。

（5）食品に触れる場合は必ず手袋を着用し、器具などについても常に清潔な状態を保ってください。

（6）調理済食品は 50g 程度をビニール袋などで2週間冷凍庫で保存してください。

（問題発生時の原因究明のため）

【臨時出店における取り扱いに関する問い合わせ】

大阪府守口保健所 衛生課（食品担当）

電話 06-6993-3134